

岩倉市地域活動支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する障がい者等（以下「障がい者等」という。）の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施する地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、岩倉市とする。ただし、社会福祉法人等法人格を有する団体に事業の一部を委託することができることとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住する障がい者等
 - (2) 市外に居住する法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって、同項に規定する特定施設に入所する前の居住地（以下「居住地特例地」という。）が市内にある者
- 2 前項第1号に該当する者のうち、居住地特例地が他の市町村の区域内にある者は、同項の規定にかかわらず、対象者としなない。

(申請)

第4条 事業を利用しようとする障がい者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障がい者等を現に保護する者をいう。以下同じ。以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業利用申請書（様式第1）を福祉事務所長に提出するものとする。

(決定)

第5条 福祉事務所長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を地域生活支援事業利用決定・却下通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 前条の規定により利用の決定を受けた申請者（以下「利用者等」という。）は、第4条に規定する申請の内容に変更が生じたときは、地域生活支援事業利用変更申請書（様式第3）を福祉事務所長に提出するものとする。

(決定の取消し)

第7条 福祉事務所長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 障がい者等が第3条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 障がい者等が死亡したとき。

(3) その他利用申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定による取消しを行うときは、地域生活支援事業利用決定取消通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（委託料）

第8条 別表第1のとおりとし、福祉事務所長は、事業を委託した社会福祉法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に対して支払う委託料は、別表第1のとおりとし、次条の規定により利用者等が支払う額を除いた額を限度として、社会福祉法人等に支払うものとする。

（費用の負担）

第9条 利用者等は、事業の利用に要する経費の1割の額（以下「利用料」という。）を社会福祉法人等に支払うものとする。ただし、精神障がい者の利用料は、無料にするものとする。

（費用の減免）

第10条 福祉事務所長は、利用者等が別表第2に定める基準に該当するときは、利用料を減免することができる。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月16日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

区分	種別	4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上	備考	
	障がい者	非該当・区分1	295単位	491単位	638単位	入浴提供加算…40単位 送迎加算（片道）…54単位 食事提供加算…42単位 （注：食事提供加算は、生活保護、低所得1及び2の者に限る。）
		区分2	295単位	491単位	638単位	
		区分3	319単位	533単位	693単位	
		区分4	319単位	533単位	693単位	
		区分5	345単位	576単位	748単位	
		区分6	345単位	576単位	748単位	
	障がい児	非該当・区分1	295単位	491単位	638単位	入浴提供加算…40単位 送迎加算（片道）…54単位 食事提供加算…42単位 （注：食事提供加算は、生活保護、低所得1及び2の者に限る。）
		区分2	319単位	533単位	693単位	
		区分3	345単位	576単位	748単位	

別表第2（第10条関係）

所得区分	自己負担
生活保護	負担なし
低所得	
一般	1割

様式第1（第4条関係）

地域生活支援事業利用申請書

岩倉市福祉事務所長 殿

地域生活支援事業の利用について、次のとおり申請します。

また、利用決定のため申請者本人及び世帯に関する課税台帳当の税務関係資料を閲覧することを承諾します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	
	氏名	個人番号：		
	居住地			
フリガナ		生年月日		
利用申請に係る児童氏名	個人番号：	続柄		
身障手帳		療育手帳	精神手帳	
疾患名				

サービス利用の状況	障害福祉サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分	有効期間	
	利用中のサービスの種類と内容等					
介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護（ ）		
	利用中のサービスの種類と内容等					
申請する支援の種類内容	サービスの種類			要請に関わる具体的内容		

(※申請者本人以外が提出する場合は、次の欄に記入してください。)

提出者氏名		申請者との関係	
住所			

様式第2（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

岩倉市福祉事務所長

地域生活支援事業利用決定・却下通知書

申請のあった地域生活支援事業について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

1 決定

申請 (利用) 者	利用者番号			
	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	居住地			
	フリガナ		生年月日	
	利用決定に係る 児童氏名			
	月額負担上限額		有効期間	

決定の内容	

注意事項	
------	--

2 却下

却下理由	
------	--

様式第3（第6条関係）

地域生活支援事業利用変更申請書

岩倉市福祉事務所長 殿

地域生活支援事業の利用について、次のとおり申請します。
また、利用決定のため申請者本人及び世帯に関する課税台帳当の税務関係資料を閲覧することを承諾します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ				生年月日	
	氏名	個人番号：				
	居住地					
フリガナ				生年月日		
利用申請に係る児童氏名	個人番号：			続柄		
身障手帳		療育手帳		精神手帳		
疾患名						

事業名等	既に決定を受けている内容	変更を希望する内容
変更を希望する理由等		

(※申請者本人以外が提出する場合は、次の欄に記入してください。)

提出者氏名		申請者との関係	
住所			

様式第4（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

岩倉市福祉事務所長

地域生活支援事業利用決定取消通知書

下記の利用決定を取り消しますので、通知します。

申請 (利用) 者	受給者番号			
	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	居住地			
フリガナ		生年月日		
利用取消に係る 児童氏名				続柄
月額負担上限額		有効期間		

事業名等	

取消理由	
------	--